当院で交付している

『 院外処方箋 』について

当院で処方している院外処方箋は2021年4月26日より「銘柄名処方」から「一般名処方」へ変更しており、院外処方箋の交付に対して「一般名処方加算」を請求させていただいております。
処方箋の記載方法を変更しましたが、調剤薬局では今までと同じ薬を受け取ることが出来ます。

「一般名処方」とは？

①処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」といいます。
②厚生労働省が示している記載方法に準じて
【般】＋「一般名」＋「剤形」＋「含量」で記載されます。
※すべての処方が必ずしも「一般名処方」になっているとは限りません。各科先生方が患者さまに応じた処方をしております。また、後発医薬品のない薬剤もございますので、予めご了承ください。

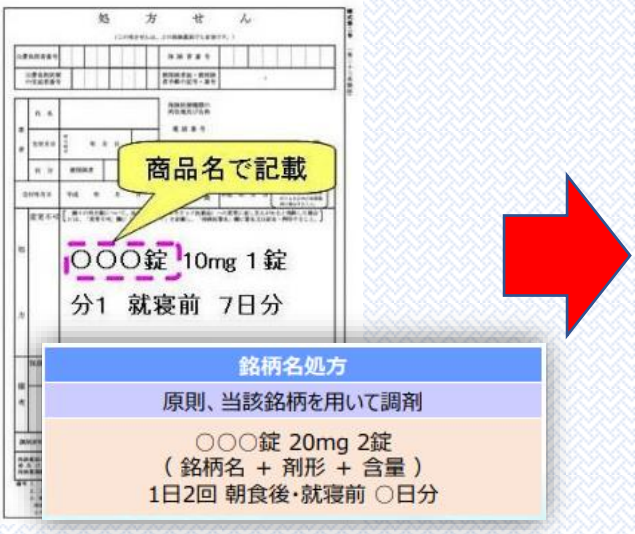

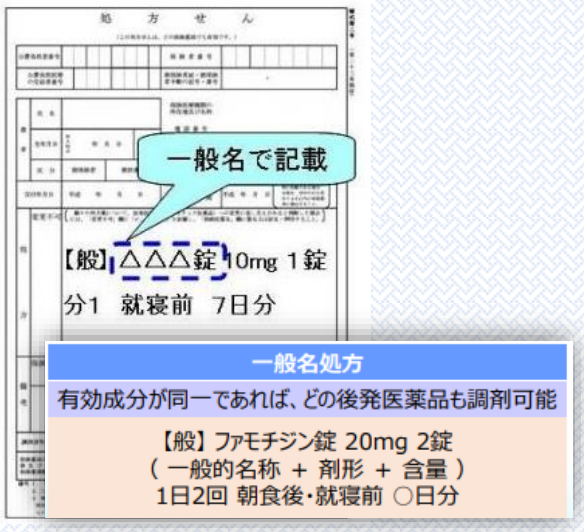

「一般名処方」のメリット

「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、その時の医薬品の供給状況等も踏まえつつ、薬剤師と相談して選ぶことができます。ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や、国の医療費の節減につながります。

ご不明な点がございましたら受付までお声掛けください。

社会医療法人さくら会　さくら会病院